

2026 年 1 月施行！

ウチの会社は大丈夫？ 下請法のおさらいと改正のポイント

2026 年 1 月 1 日、改正下請法が施行され、適用範囲、発注者の義務の拡大等、実務に対する大きな影響が想定されます。

親事業者（委託事業者）が下請法に違反した場合、罰則が科せられたり、当局による公表が行われたりして、ビジネスに重大な悪影響を及ぼします。また、下請事業者（中小受託事業者）は、親事業者（委託事業者）に対し、下請法に基づく対応を要請することにより、適正な価格転嫁の実現や、不当な要求を排除することができますが、下請法が適用される場合や、具体的な規制内容等について、しっかり理解しておられますでしょうか。

改正法施行直前のこの時期、改めて下請法の基礎をおさらいし、改正のポイントをつかんでおきましょう。

セミナー概要

前半：現行法のおさらい

1. 下請法の目的
2. 下請法の適用範囲
3. 現行法の規制内容

後半：改正法の概要

4. 改正の目的と全体像
5. 「特定運送委託」の追加（物流問題への対応）
6. 従業員基準の追加
7. 禁止行為の追加
8. その他の改正等

講師

【武蔵野銀行 顧問弁護士】



弁護士法人御堂筋法律事務所
パートナー弁護士

伊藤 拓 氏

独占禁止法・下請法、訴訟・紛争解決、M&A・組織再編、国際法務等を注力分野としており、独占禁止法・下請法関連の法律相談、態勢整備のアドバイス、当局対応等も多数対応。複数の上場企業の社外役員を務め、企業価値の向上に向けたアドバイスを提供している。

【武蔵野銀行 顧問弁護士】



弁護士法人御堂筋法律事務所
弁護士

岡崎 頌央 氏

下請法、訴訟・紛争解決、M&A・組織再編、金融法務等を注力分野としており、下請法関連の法律相談、態勢整備のアドバイス等も多数対応。多数の金融機関からの依頼に基づき、コンプライアンス向上に向けたアドバイスを提供している。

【日時】2025年 **12** 月 **9** 日（火） 13:30 ～ 16:30

【会場】武蔵野銀行本店ビル2階「M's SQUARE」（さいたま市大宮区桜木町 1-10-8）

* 大宮駅西口ペDESTリアンデッキをご利用いただくと便利です。

【定員】30名

研修セミナー 1 講座無料
サービス詳細 ↓↓↓

【受講料】ぶぎん経営者クラブ会員

11,000円（消費税込）

会員以外の方

16,500円（消費税込）



会員様 新サービス開始！研修セミナーが**年度毎に 1 講座無料（おひとり様）**で受講頂けます

参 加 お 申 込 み

ぶざん地域経済研究所 宛

FAX (フリーダイヤル) 0 1 2 0 - 5 4 - 6 3 4 0

【研修セミナー】(12/9)
下請法のおさらいと改正のポイント
参加申込書

※会員様特典 1 講座無料サービス利用
■ する ■ しない
(どちらかに✓を入れてください)

貴社名			○で囲む	会員・会員以外
ご住所	〒		会員番号	
電話 / F A X	/	ご連絡 担当者	部署・役職名	
E - m a i l			氏名	
E - m a i l (ゼロやエルはフリガナをお願いします)			部署・役職名・受講者名 (ふりがな)	
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

◇ご記入いただきましたお申込み情報につきましては、セミナーのご案内やご連絡だけに使用させていただきます。

■お申込み方法

(1) FAX 申込

本申込書にご記入のうえ、FAX で「ぶざん地域
経済研究所」宛てお申込みください。

(2) WEB 申込

メールアドレスをお届けいただいている会員さま
は、弊社 HP からもお申込みいただけます。

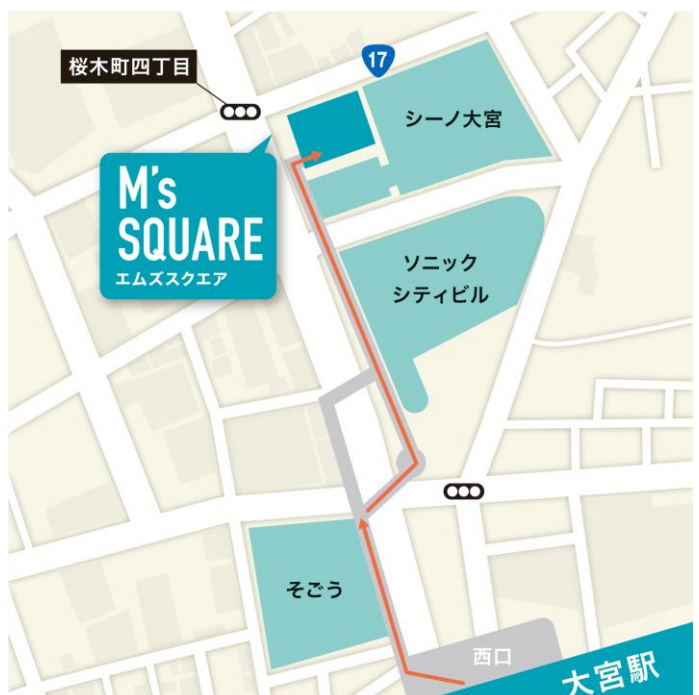
※受付後、受講票等をお送りいたします。

※開催日 1 週間前になっても受講票が届かない場合は
ご連絡ください。

※開催当日のキャンセルは参加費の払い戻しをいたしません
のでご了承ください。

※本セミナーの参加者が 10 名未満の場合、中止とさせて
いただく場合がございますので、予めご了承ください。

■講演の録音・録画はご遠慮願います。



《お問い合わせ先》 ぶざん地域経済研究所 経営情報事業部 セミナー事務局

TEL (048) 647-8484 E-mail : bugin-club@bugin-eri.co.jp

<https://www.bugin-eri.co.jp/>

